

info

08

令和9年度

湯沢市奨学生（第1期）を募集します



市ホームページ

高い向学意欲がありながら、経済的な理由で修学が困難な方を対象とした無利子奨学金制度の奨学生を募集します。

■対象要件

- ▷奨学生本人またはその保護者が市に住民登録していること
- ▷学校教育法に規定する上級学校に在学中または入学予定であること

■制度の特徴

- (1)他の奨学金と併用することが出来ます。
- (2)連帯保証人は、独立した生計を営み、返還に十分な保証能力を有する方であれば、居住地や年齢は問いません。

■貸付額

- (1)高等学校など 月額 15,000円以内
- (2)高等専門学校 月額 20,000円以内
- (3)大学など 月額 50,000円以内
- (4)入学一時金 500,000円以内（4年制以上の大学の入学予定者に限る）

■貸付期間 4月から在学する学校の正規の修学期間

■返還期間

10年以内。ただし、4年制以上の大学に入学する方は正規の修学期間の3倍の年数以内。

■募集期間および人数

第1期……11月2日(月)～30日(月)／10人程度
第2期……令和9年1月15日(金)～2月26日(金)／5人程度

■申込み

教育総務課の窓口で配布している出願書類に必要事項を記入の上、下記窓口へ直接提出してください（郵送提出不可）。出願書類は市のホームページからもダウンロードできます。

■受付時間

午前8時30分～午後5時（平日）

詳細は市ホームページをご覧ください。

問 教育総務課総務班（☎73-2161）

info

09

湯沢市奨学金返還助成をご活用ください！

～市内在住の働く若者を応援します～



市ホームページ



専用フォーム

■対 象

▷個人（交付申請時点）

- ①.市内に定住する意思を持っている方で、以下の全てを満たす方
 - (a) 市に住所を有する
 - (b) 就労している
 - (c) 市税を滞納していない
- ②.①の(a)～(c)を満たす方で、秋田県奨学金返還助成の一般分の交付決定を受けている方または過去に秋田県奨学金返還助成の対象要件を満たしていた方（秋田県奨学金返還助成を受けたことがない方でも市の助成金の対象となる場合があります）

▷事業所（交付申請時点）

上記①・②に該当する従業員の奨学金返還を支援し、市税を滞納していない事業所

■助成金を交付する期間

最大120カ月。ただし、年度ごとに交付申請が必要です。

※令和4年度から助成期間を120カ月に拡充しました。過去に返還助成を受けていた方も対象となる場合があります。

■対象となる奨学金

日本学生支援機構、秋田県育英会および湯沢市奨学金を含む県内市町村奨学金など

■助成額上限（個人）

▷秋田県奨学金返還助成と併用する場合：6万7千円
▷その他：6万6千円

事業所の上限額については下記に問い合わせください。

■申請方法

申請書類を下記窓口に持参または郵送するか、上記専用フォームから必要事項を入力し、送信してください。

助成制度の詳細は、市ホームページをご覧ください。くか下記に問い合わせください。

問 まちづくり協働課交流・未来づくり推進班
(☎56-8386)